

R8.3期

譲渡制限付株式に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(三) 平二十九・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交付年月日	1	R7.7.1	・	・	・	計
交付対象者の区分及び人数	2	従業員 10名				
給付され、又は消滅した債権の額	3	円 900,000	円	円	円	
譲渡制限付株式交付数	4	1,000				
譲渡制限期間	5	3年間				
交付の時等の単価	6	円 900	円	円	円	
譲渡制限付株式の細	期首譲渡制限付株式数 (前期の(10))	7				
	当期無償取得等株式数	8				
	当期給与等課税額確定数	9	100			
	期末譲渡制限付株式数 ((4)又は(7))-((8)+(9))	10	900			
期首費用計上累積額 (前期の(15))	11	円 0	円	円	円	円
当期費用又は損失計上額	12	292,500				
役務の提供を受けたことによる費用の額又は役務の提供を受けられなかったことによる損失の額のうち、損金不算入となる金額 $(3) \times \frac{(8)}{(4)}$	13					
役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額 $(3) \times \frac{(9)}{(4)}$	14	90,000				
期末費用計上累積額 (11)+(12)-(13)-(14)	15	202,500				

R9.3期

譲渡制限付株式に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(三) 平二十九・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交付年月日	1	R7.9.1	・	・	・	計
交付対象者の区分及び人数	2	従業員 10名				
給付され、又は消滅した債権の額	3	円 900,000	円	円	円	円
譲渡制限付株式交付数	4	1000				
譲渡制限期間	5	3年間				
交付の時等の単価	6	円 900	円	円	円	円
譲渡制限付株式明細の細	期首譲渡制限付株式数 (前期の(10))	7	900			
	当期無償取得等株式数	8				
	当期給与等課税額確定数	9	100			
	期末譲渡制限付株式数 ((4)又は(7))-((8)+(9))	10				
期首費用計上累積額 (前期の(15))	11	円 202,500	円	円	円	円
当期費用又は損失計上額	12	277,500	(5)	(6)	(67,500 + 210,000)	
役務の提供を受けたことによる費用の額又は役務の提供を受けられなかったことによる損失の額のうち、損金不算入となる金額 $(3) \times \frac{(8)}{(4)}$	13					
役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額 $(3) \times \frac{(9)}{(4)}$	14	90,000	(5)	認容	(67,500 + 22,500)	
期末費用計上累積額 (11) + (12) - (13) - (14)	15					

別表十四（三）の記載の仕方

1 この明細書は、個人に法第54条第1項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する特定譲渡制限付株式（以下「特定譲渡制限付株式」といいます。）又は同項に規定する承継譲渡制限付株式が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「交付の時等の単価 6」については、その特定譲渡制限付株式の1株当たりの交付の時等の価額の算定に関する明細を別紙に記載して添付してください。

3 「当期給与等課税額確定数 9」は、法人が平成29

年10月1日前にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付）をした平成29年改正前の法第54条第1項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式については、当期において譲渡についての制限が解除された数を記載します。

4 「役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額 14」は、その金額に当期の所得の金額又は連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額が含まれている場合には、当該金額を同欄の上段に内書として記載します。